



度自然に抑制をされるという面は確かにあり得るのではないかと思っております。そういふような見地からも、なお国から承継いたしました債権の回収ということにつきましては、今後ともさらに特段の努力をいたしまして、保証額というものをさらにワクを拡大していきたい。これによって産業復興に役立っているという方向に向かって努力をいたして参りたい、かように考えております。

○川村(總)委員 だんだんお話を聞いておりますと、債権回収の額が現在約一億二千万ある、保証協会に政府が二千五百万出しております。合計一億四千万の金というものが保証業務に使われることができるわけですね。今お聞きしておりますと、昨年の申し込みが六億五千万ありである。そのうちで六億三千万程度の保証をしておるといふこととありますが、これはいわゆる保証の基金の金の量からいたしますと、六倍足らず、こういうことになりまして、なぜその六億五千万の申し込みに対して六億三千万という程度で保証をしておられるのか、もう少し申し込みをばいばい保証できないのか。これはどういふお考えになっておりますか、お聞かせいただきたいと思っております。私が申し上げるまでもなく、保証業務の中には、本基金は、その保証する債務の総額が保証に要する資金の額の十倍を越えることとなる場合には、新たに保証契約を締結しないものとする。だからして一つの最高限度というものは十倍と考えられるわけですが、しかしこういうものを十倍まるまる保証するなんというものは、これはおそらく不可能でありまして、これは常

識的にも考えられぬこととあります。七倍とか八倍とか、こういうことは考えられるわけでございますね。ところが今あなたの話を聞きますと、この基金の保証の力というものは、五倍余り、六倍足らずの保証しかやっています。六億五千万の申し込みがあったら、その限度を考えると、やはりまるまる保証をやっていいのじゃないか、こういうことを考えるのであります。その辺のお考えをどういふものか、どういふふうになっておりますか。

○藤井(貞)政府委員 保証の金額というものは、もう少し現実問題としてふやすことは可能であります。十倍で、精一ぱいというものは、私はやはり経営の方針をいたしまして、少し行き過ぎであると思っておりますけれども、内地の例等を見ても、場合によりましておれども、大体八倍程度の運用はなされておるものもあるようでありまして、そういう面から見ますと、奄美の場合はもう少しワクを広げてもこれは十分成り立って行くというふうには考えるわけでありまして、ただ御承知のように、保証の申し込みがあまり多量に上り、その内容についてはある程度審査をいたしてあります。と申しますのは、あまり無制限に事業の内容あるいは本人の経営の能力、すべての点を全然見ないでやっておりますと、その結果代位弁済等がふえて参るといふことになりまして、これはやはり経営上も困って参りますので、それらについてはあまり厳格になって実際の保証ができないというふうなことは目的が達成せられないことになりまして、その行き過ぎは押えなければなりませんけれども、そうかといって、あ

まり野放図になるといふのもいかにであらうかというところから、業務の内容容について審査をいたしておりますので、その関係から六億五千万九百万に対して六億三千万という実際の保証額に相なっておるものであるというふうに考えておるのであります。

○川村(總)委員 わかりました。この保証業務の運営はいかがでございますか、スムーズに運転しておりますか。

○藤井(貞)政府委員 この点につきましては円滑に推移いたしておるようでございます。私たちの方では格別の苦情その他については耳にいたしておらないようであります。

○川村(總)委員 こういうような業務をなさっているときに、債務を抱え込んでいられるというか焦げついているといましようか、そういうもの——協同組合もあるかもしれない、個人もあるようですが、そういうものにまたあらためて保証しているというふうなことはあります。

○藤井(貞)政府委員 そういふものについては私耳にいたしておりません。向こうへ行つて調べたわけではありませんが、私も実は資料がないのですけれども、向こうの現地の人の、これもまた正確であるかどうかわかりませんが、いろいろな話を聞きますと、一方では返し切らないような大きな債務をない込んでおる、そうしてなかなかに返さない。ところが一方ではこういう保証の対象にどんどんおるという話を聞いているのを耳にするわけですが、これはするなとはな

なかな言えないですけれども、金も返さぬようなものにもまた保証を認めてやるというところは十分注意をする必要があるのじゃないか。こういう点は一つ十分調べて、皆さんの指導のよろしきを得てもらいたい。

それからいまい、この保証の關係で保証料というものが一つあるわけですが、これは年三分以内にする、こういうことが規定されております。調査料として千分の二以内とする。そのほか延滞なんかしたときには日歩二銭とか追徴を取るといふようなことがいろいろございましてありますが、実は去年でございまして、ちよつと丹羽政務次官がおられたときに、奄美の実態からすると、これは三分以内とする。だからこれはまるまる三分取っているとは思われないけれども、この実情はどうなんだ。これは奄美の非常に経済力の弱い人たちがやっていると、要するだけ少なく見てやる必要はないかというところなど、お聞きもし、要望いたしておりましたが、そのとき当時の丹羽政務次官の方では、その点を事務当局にも検討させて、保証料でも調査料でもなるだけ安い率でやれるようにしてみたいという御回答があったことを記憶しております。その点について何か当局で御検討いただいたでしょうか。

○藤井(貞)政府委員 保証料なり調査料なりというものは低くしては、できるだけ低く、特に奄美のような立地条件のところでは必要であらうと思っております。その方向で研究をいたしておりますけれども、やはり一種の企業採算をもつてやっております基金

の運営業務でございますので、おのずからやはり経営費その他についても必要なものがございまして、従つてその限度がございまして、ただいまのところ、今までの条件というものは、改定をしないのであります。そのうち回収の債権の額その他が上りま参りまして、全体の運営というものがあつたらば、今後の見通し等を立てますならば、今後の見通し等を立てまして、できるだけ低額にしていくという方法については今後とも努めて参りたいと思つております。

○川村(總)委員 今お答えいただいた方向でやはり十分検討していただいて、何も内地と同じでなければならぬというふうなこともあるまいと思つて、まあそれはそれだけの保証料等がなければ運営に非常に困るといふこともありましようけれども、こうして一方の方で融資業務に対しては困らんとどんでん増額していかうという傾向です。保証の業務についても、そういう保証料等のなるだけ高くないようにしてやることをわれわれは希望したいと思つております。

それからその次に、この融資業務のことでございますが、一昨年一億、それから昨年八千万、今度八千万だけ増額なさうとしておられますが、現在のこの融資状況はどうなつておりますか。累計あるいは残高というふうなところの数字をちよつと聞かせておいていただきたいと思います。実はこういうのは、提案理由の説明をなさると同時に資料をいただければ非常に都合が、私もちょうどいふときには、われわれが何の

資料、かんの資料を出しなさいと言わない前に、やはりある点の審議に必要だと思われれば資料はぜひ届けてもらいたい、われわれは希望するのですけれども、今の融資の現状についてちょっとお話し願いたい。

○藤井(真)政府委員 最近の資料では昨年の十二月末のものがございまして、これに基づいて申し上げておきたいと思ひます。

融資金額で申し上げますと、農業関係が件数として千二百五十一件で、金額は一億五千三百七十万でございます。それから林業関係が四十五件の八百七十七万、水産業が二十九件の八百五十九万、それから製造業関係が百二十二件で三千五百五十五万、建設業関係が十件で百六十一万、その他ということに相なっております、全体といたしますと、件数として千四百六十六件、金額は二億六千万、かように相なっております。これに対して償還されたものもございまして、十二月末の残高は、件数として千四百十二件で、金額は一億六千五百五十万、かように相なっております。

○川村(継)委員 今の御説明で、私の聞き漏らしたところもあるかと思ひますが、たとえば林業関係で四十五件の八百七十七万、水産業関係で二十九件の八百五十九万、こういうお話があったわけでありまして、三十四年十二月の資料では、林業関係は二十件で三百二十三万、それから水産業関係が十七件で四百二十九万、今度の場合は林業が四十五件で八百七十七万、水産業が二十九件で八百五十九万、そのトータルが二億六千万、残高が一億六千五百五十万、こういうことでありまして、この

融資の町村別関係の状況というものはあるはずですが、できまして一つこの次の委員会あたりには、簡単なやつでいいですから、表を見せていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、融資業務の問題でお聞きするわけですが、この貸付期間というものは大体三年以内、それから貸付利率が年一割以内、こういうことになっておるようでありまして、この一割以内というものは大体どのくらいで貸し付けておられますか。

○藤井(真)政府委員 一番低くきめておられますのが七分三厘、それから上の分が大体九分三厘、その程度になっておるようでございます。

○川村(継)委員 実はその利率にいたしまして、昨年でしたか、この審議のときに、私からやはり奄美の力、奄美住民の力、業者の力を考えて、できるだけ低率にやれるようにということをお願いしたことがございまして、それを検討を加えていただいたとは思ひます。しかし聞きますと、今度はいろいろと銀行関係その他の貸出金利等が引き下げられるし、国民金融公庫や、それから中小企業金融公庫等の金利も下がるように政府は決定されたと聞いております。そうなる、やはりそういうものとの見合いからも、九分三厘などというの九分にするとかいうような方法が必要じゃないかと思ひますが、国民金融公庫、中小企業金融公庫、この国の公庫の分の大体の利率というのが、私は三厘下がるというふうなことを聞いておりますが、御存じでございましてそれがどのくらいになっておるのか。それからこの奄美の復興基金の中の融資業務の利率とい

うやつをどういうふうに検討なさっておるのか、あるいは将来考えておられるのか、この辺のところを一つ聞かせていただきたい。

○藤井(真)政府委員 政府関係の金融機関等の貸出利率の点につきまして、まだはっきりと引き下げの率等が確定したというふうには、私承知はしておらないのでありますが、そういう一般的な傾向が出て参りますならば、それとの関連というものを当然考えて参らなければなりませんし、それ以上、やはり奄美の特殊事情から申しまして、御説にもございましたように、これはできるだけ低くやっていかなければならないというふうには私たちが考えておるのであります。ただこれにつきまして、先刻保証業務のところでもお答えを申し上げましたような経常費捻出等の問題もございまして、それらの点につきましては、毎年十分はございませぬけれども、出資額がだんだんふえて参っております。今度予算が通過し、本法案の御可決をお願いするということになりますと、来年度は二億六千万、それに鹿児島県が一千万昨年度出資をやっておりますので、二億七千万というものが出資されるわけでありまして、その運用についてもある程度弾力性が出てくるのではないかと、今後に考慮されるのであります。それから、今後の全般の金利の傾向の問題あるいは奄美の特殊事情、さらには基金の運用の状況等をにらみ合わせまして、保証業務と同じように、融資業務につきましてもできるだけお述べになりましたような方向で今後とも努力をいたしたいと思っております。

○川村(継)委員 これはその月々に

よつてだいぶ変わると思ひますけれども、現在融資を受けたという申込額というものは大体どれくらいございませうか。先ほどのお話で、結局累計として二億六百万、残高一億六千万ばかりある。こういうふうなお話でありましたが、申し込みに応じかねるといふことにならうかとちょっと疑問になります。それでその辺の申し込みの額がわかつておりましたらちょっとお聞きしたい。

○藤井(真)政府委員 融資業務を開始いたしました以来の累計で申し上げますと、融資の申し込みは三億四千四百万でございます。それに対して先刻御説明申し上げましたように、実際の融資承認額は二億六百万、かように相なっております。

○川村(継)委員 ちょっと今のところもう少しまかに話していただけたらませんか。三億幾らの申し込みがあった。しかしこれは累計でございませぬ。そうなる、その中からすでに融資を受けて、そしてまあ三年となつておりますが、大部分は返してないと思ひますけれども、一年なり二年なりで返したものがありませんから、八千万増額あるいは一億増額しなければならぬといふ必要は、やはり現在の線において考えなければ工合が悪いのじゃないかと私は思ひます。ただ昔からの累計ですとこれだけあるからというところだけでちょっと判断がつかかねると思ひますが、それはどうでしよう。

○藤井(真)政府委員 今申し上げました二億六百万と申しますのは、これは融資承認額の累計でございます。残高ではございません。従いましてこれは

文字通り三億四千四百万の申し込みがあつて、それに対して融資ができたのは、資金量の関係がございましてものですから、二億六百万にとどまっております、かように御承知おきいただい

○川村(継)委員 わかりました。そこで今回八千万だけの増額をなさうとしておられますし、合わせると二億六千万の融資量があるわけでございます。しかし、これだけではさつきお話しした申し込みを全部消化するということがはちよつとまだ弱い、こういうこと

でございますね。それならば奄美の実態というものがわれわれは十分研究せねばなりません、もう少し思い切つてこの資金量を増額してやるといふことはできなかったものでか。大蔵省当局との折衝等もいろいろあつたと思ひますが、一体八千万で適当だと思ひなつておつたのか、あるいは一億五千万はほしいと考えておられたのか、これは大臣にお聞きした方がい

○安井國務大臣 事務折衝のあれもありますので、局長から……。

○藤井(真)政府委員 私たちといたしましては八千万で十分だということ全然考えておられません。内輪のことを申して何でございまして、要求は実は二億出しておつたのであります。当初私たちが頭の中に描いておりました必要資金量というものは、やはり五億程度は必要なのではないか、今後復興事業がどんどん進捗をしていく、そういう過程におきまして資金需要もどんどんふえて参るといふことになりまして、この基金でもって背負つていかな

ければならぬ資金量というものはまあ五億程度は必要ではないかというめどを立てておいたのであります。ただ、それに対しては國庫財政その他の都合もございまして、当初一億、それから本年度が八千万、来年度も八千万、こういふことになったわけでありまして、これは私といたしまして決して満足したしておる数字ではございませぬ。今後ますます増額についてはせつかく努力して参らなければならぬ、かように考えております。

○川村(繼)委員 実態をよく調査の上においてそのようなお考えを持つておられるといたしますならば、これは二億六千万の資金量ではなかなか十分でない。もつとやはり増額されなければならぬと思ひますが、一年に二億も三億も増額する必要はあるのか、あるいは年度別に分けて増額していけばその方がかえつて効率的であるのかどうかという問題があると思ひますが、努力を願ひたいと思ひます。

これは奄美の復興の問題とも関係するわけですが、奄美大島のちよつと北の方にあります十島村の取り扱いはどうお考えになっておられますか。実はさきの特別国会だつたと思ひますが、十島村をどういふ復興計画事業の適用範囲にしてくれろつたというふうな請願が出ておりました、それを当委員会が審査をされて、これは内閣に送付されたと思ひます、これは内閣に送付されたと思ひます。十島村の事情をいろいろあちこちから聞いてみますと、あそここの島だけを取り離しておるといふことは、どうも不合理な気がするわけですが、離島振興法というふうなものゝ適用はあるかもしれませぬけれども、あの十島村、これはおそら

く奄美と一緒に返つたところでありまして、当然われわれは含めて復興事業の中に考え、復興計画の中に織り込んでいく、あるいはこういふふうな復興資金の手当をしてやるということとは必要じゃないか、こう思つておるのですが、あの問題についてどういふ検討をなさつて、どういふ結論を出しておられるか。この際あわせて一つ聞いておきたいと思ひます。

○藤井(貞)政府委員 十島村の問題は、請願があつたことも、私たちの方に要望がございしますことも承知いたしております。ただ御指摘になりましたような均衡論、なかなかすぐ奄美群島と地理的にも非常に近接をしておる、立地条件についてもきつめて相似しておるというふうな点から見まして、その点十島村に対する施策というものが奄美に比べて非常に非薄ではないかというところについては、なるほど問題はあつたかといふふうには思ひます。ただ奄美群島復興の特別措置が決定をせられましたる経緯その他から考えまして、今ここに奄美群島復興の特別措置の対象として十島村を持つてくるということにつきましては、いろいろ差しさわりもあり、問題もあり、困難な事柄ではないか、かように考えておられます。お話しにもありましたように離島振興法の適用は受けておるわけでありまして、それらの運用によつて要望を満たすような方向でやつていくということが、私は当面許されておる措置ではないか、かように考えておるのであります。しかし全体といたしまして奄美との均衡論等を取り上げて参ります場合に、将来の十島村というものをどういふふうに取り扱つていくかということにつ

きましては、関係各省ともさらに検討すべき余地は十分残つておるのではないかと、いふふうには考えております。ただ、それらの場合に、しからば他の離島、十島村以外にもいろいろございしますけれども、それらの離島についてもやはりその処遇ないし国家施策においてどういふふうなことをやつていかなければならぬかといふふうな必要の度合いといふものにつきましては、種々検討を要する面もございしますので、これらの点につきましては今後研究問題として考えていくべき筋合いのものではないか、かように現在の段階では考えております。

○川村(繼)委員 今、大島郡十島村の問題については、現段階においては奄美復興の特別法律を適用していくという考え方はない、このように了解しておきたいと思ひます。しかし、今もあなたの言葉にありましたように、これは他の離島との関係、あるいは離島振興法の適用を受けておるといふ問題と、これはやはり奄美と同じ立場に置かれておつて今日来ておるといふいきさつを見て参りますと、たださういふふうにだめだと投げやりに捨ててしまふということになると、問題が残るようでありまして、十分研究していただきたいと思ひます。

それからまた最初の保証関係のことでもちよつと聞いておきたいと思ひますが、債権の取り立て、これは先ほど申し上げましたように非常に努力していただかなければならぬと思ひます。あまり無理もできない部面もございしますけれども、ところが債権の取り立ては鹿児島県知事かあるいは銀行

関係にまかせてあつたと思ひますが、さうでございしたか。○藤井(貞)政府委員 基金が主体となつて取り立ての業務をやつております。○川村(繼)委員 基金がそれを委任しておる場合があるでしょう。それは知事か銀行関係にもあつたと思ひます。委任としてやらせる、それはありませぬ。○藤井(貞)政府委員 金融機関にも委任してやらせております。

○川村(繼)委員 これはこの前八千万増額される時にも、私は私なりの考えを述べて意見を出しておいたと思ひますが、実際問題として銀行あたりにこういう債権の取り立てを委任するといふことは、何か形式的にやつておるだけに過ぎぬのじゃないか。十分なる債権の回収といふことは目的を達しないのじゃないか。われわれしつとで考えてみましても、金を取る場合には、銀行は自分が直接扱つた自分の金を回収するためには一生懸命になりましようけれども、さういふねばりついでと思われようなふうな回収を、一体親身になつて基金のために回収をしてくれるかどうか、私、しつとながら疑問を持つておるわけですよ。だからさういふものは、実はいろいろ金融の一つの仕事の面からは理屈がございませぬけれども、やはり基金なら基金が直接に債権の回収の方法を講ずるといふ方法がよくはないか、さういふ点を申し上げておいた記憶がございしますが、どうでございませぬ。その辺のところは皆さんどうお考えになつておられますか。

○藤井(貞)政府委員 御説の点はごもつともでございしますし、基金自体もその点についてはやはり非常に努力をいたしておるようであります。個人のことにとつては恐縮でございしますけれども、あそここの理事長といふのが非常に熱心で、しかもかなりの人望も高いようでありまして、さういふ個人的な力というものもかなり役立つておるのじゃないかといふふうには私たち見ておるわけでありまして、この理事長がときどき先頭に立つてやつておるといふ点もよく見受けられます。ただおのずから基金自体の手足というものの限界がございします。その点金融機関の協力もあつた程度でいつた方がよいのではないかと、いふ点もございまして、金融機関にもお手伝ひを願つておるといふのでございしますけれども、しかし債権の取り立てについては、さういふ債権の回収といふような点ももつとむずかしいものでございします。やはりもつと積極的に基金自身が、あるいは自身ももつと責任を持つてこの回収に中心となつていくという方向は望ましいことでもございします。それらの点はやはり主軸として今後ともさらに奮闘を加えたいと思ひます。

○川村(繼)委員 だんだんお話を承りましたが、とにかくこの融資業務として資金量が二億六千万になる、保証業務として一億四千万程度の金がある。しかもその保証は六億三千万余りの仕事をやつておる、さういふことでもございしますが、全体的に奄美復興といふことを考えると、それは十分でないといふわけでありまして、ところが復興事業に伴つて金の金といふものも相当出ていくわけでありまして、奄美復興は一日でも急がなければならぬ。しかも

それが堅実なる産業開発あるいは奄美の住民の人たちの生活の向上ということに資していかなければならぬと思ひますけれども、どうもいろいろ現地からの処理とかあるいはその他の報告を聞きますと、はたしてこれだけ金をつぎ込んでいくのだがその経済効果というものも上げておるのかどうか、あるいはほんとうに奄美の人たちがそれだけしあわせになっていっているかどうか、疑わしい部分もあるようでありま

す。私、現地を見たことがありませんけれども、そういうところもあるようでありま。よほど注意して参りま。法律に基づいて努力をしておられるその金というものが、やはり死んでしま。生きないということになつたら大へんだと思つております。こういうよ

うな基金の金の使い方、あるいは国の復興資金の使い方、非常にこれは当局としては注意をさせていただかなければならぬと思ひます。

私は、基金の關係できょうは二、三お尋ねいたしましたわけですが、この次にぜひ一つ奄美の復興事業關係について皆さん方の考え方、あるいはその状態等をお聞きしたいと思ひます。そこでめんどうでございませうが、奄美復興の仕事、いわゆる復興事業の状況等の今日の段階における進捗率とか、そういうものの資料ができましたら、この次一つ作つて見せていただきたい。それだけお願ひしておいて、きょうの私のお尋ねを終わりたいと思ひます。

○本田委員 関連をいたしましたして一、二お尋ねをいたしたいと思ひますが、資料をこの次お出しただくとすれ

ば、そのときの方がさらにいいかと思ひますが、しかし八千万円の追加融資の法案を出された以上、そのおよそ相手の事業の種類、そしていかなる種類にいかなる程度の融資を目的としておきめになったかという荒ら勘定があると思ひます。これを少し明らかにしていただきたい。

○藤井(貞)政府委員 私たちといたしまして、来年度は大体の目途といたしましては二億五、六千万円程度必要ではないかというところで資料も整備し、予算折衝にも当たつたのでございませ。その内容等につきましては、資料といたしまして次の機会にも御報告を申し上げたいと思つておりますが、大体重点はどうしても農業關係にならざるを得ない。農業關係の中でも特に畜産關係には重点を置いていきたい。なかならず牛なり豚の育成ということには重点を置いて参りたい。それと亜熱帯植物、なかならずパイナップル、こういうたものに重点を置いていくことが最も適當なのではないか、かように考えております。その他の問題といたしましては林業、水産業、製造業の中では糖業關係というようなものに重点を置いて、融資の業務を促進していくということが適當なのではないかと考えております次第でございませ。資金の大体の目安等につきましては、資料といたしまして次の機会に提出をいたしたいと考えております。

○本田委員 奄美群島復興特別措置法の第二条によりますと、ずいぶん復興目標というのがあるのですが、その中で重点は農業關係、それも畜産に重点を置くというのですが、その場合はこ

れは個人になりますか、それとも共同組織になりますか、どちらですか。

○藤井(貞)政府委員 共同組織もございませし、個人もございませ。

○本田委員 この今回の追加の一部改正法案の提案説明の中にもあります通りに、今日の奄美群島の復興の中心は、群島内の中小規模の事業者に対する融資が中心だといふふうに書いてあるわけですが、中小規模の事業者、従つて奄美群島におけるところの大規模と目されるものについて融資の対象にはならないと考へるわけなのですが、先ほどおっしゃつた農産物の中の製造業、黒糖關係については、かつて中小資本による製糖事業者が非常にたくさんできたのだが、それに対して一時は融資をなさつたが、その後それを打ち捨てられたという前歴があると私は思つておりますが、その後黒糖關係の育成についてはあまり力を入れられない、ちよつとその感じがするのですが、これはどんな工合なんでしょうか。

○藤井(貞)政府委員 黒糖關係について特に力を入れないといふのはございませんで、黒糖自身につきましてもやはりそれ相當の施策は講じておるものであります。ただ、その後の情勢によりまして、黒糖に対する需要關係がどうりしても行く先はそう明るくない。それと日本全体の砂糖自体に対する政策というような点から考へましても、自給度を高めていくという方策がとられております。その一環といたしまして、カンシヤ關係につきましても、従来の黒糖といふことでは永続性がな

い、行く先見込みがないといふので、分みつ糖にしていくという方策が漸次とられてきておるのであります。そう

い關係から、奄美自身にも大型のみつ糖工場というものがかなり進出を

してきております。その間にやはりこれらの大型工場と従来の小さな黒糖の工場というものの調整をどういふうにはかつていふかという点は、一つむずかしい問題がございませ。ただ単に集荷区域を協定するとかいふような点だけでは解決のできない面もあるかと思つております。それらの点につきましましては、なほいろいろな手を打つて参らなければならぬと思つてお

ります。最近はまだ黒糖自体の市価が非常に持ち直してございませ、関係の業者も喜んでおるというようなこともございませ。非常に悪いことになりますと、直ちに事業を廃止して何かに転業しなければならぬんじゃないかといふ声も起きますが、一たん市況が持ち直して参りますと、またずつと継続していった方がいんじやないかといふような業者自身の考へ方もございませ、なかなか確たる見通しがございませ。ただ一般的な方向といたしましては、やはり将来は分みつ糖の方向にいくということになるのではないかと思ひますけれども、黒糖自身についてもある程度の需要はございませし、需要を開拓する面も出てくるのではないかと考へることで、これらについても急激な変化が起らないように十分の調整を加えて参りたいと思つておるのであります。

○本田委員 従つてそのところでお尋ねしますが、黒糖の在来の小工場は、このたびの融資の目標にびつたりと当てはまる事業だと思つておりますが、島以外の資本が進出して、そうしてサトウキビ栽培者に対しては非常

場の進出が非常に何かはつきりしてき

たということになりますと、その大型工場に対する融資は今回の八千万の中にはもちろん含まれておらない、在来の黒糖關係の工場には融資をする、こういう趣旨だと了解してよろしいですか。

○藤井(貞)政府委員 お話のように大規模工場等は、この資金の融資対象には全然入っておりませし、入れるつもりもございません。

○本田委員 黒糖だけの關係についてお尋ねをしてみますが、その資本構成、土地の地元資本と奄美群島以外の資本との比は、大体大づかみでどれくらいになっておるんですか。

○藤井(貞)政府委員 その点、はつきりした資料を持ち合わせておりませんが、大体の私の感じでは、小型の關係については地元資本が圧倒的に多いと思ひます。

○本田委員 その場合の地元資本といふのは、大ざっぱにいつて奄美のその島におるという、島にある人の所有する資本、たとえば黒糖業者、サトウキビ栽培者の資本が入つておるのであるか、それとも地元という、たとえば南九州方面の資本が入つておるのも地元とおっしゃるのですか、どうなんでしょうか。

○藤井(貞)政府委員 それぞれの島の資本という意味でございませ。資本という意味でございませ。

○本田委員 島の資本ということになりますと、黒糖工業の産業の振興といふのは、島民を非常に潤すといふことになるわけですね。この前のときに、どうも外資と言つては言い過ぎでしようが、島以外の資本が進出して、そうしてサトウキビ栽培者に対しては非常

安い値段でそれを買い付けて、農業者を困らせておるということがあったのですが、最近はそのようなことはございませぬか。

○藤井(貞)政府委員 キビの値段というものをほつきりとしておきませんと、買ったたかれるというような心配が従来は絶無でなかったことはお話し通りであります。この点については、私たちも農林省とも協力いたしまして、いろいろ考えておるわけでございますけれども、現実の問題といたしましては、鹿児島県でもちましてそれらの協定の委員会というものを作りまして、県が直接にタッチをして、それに生産者代表、業者代表、学識経験者が入るといふような構成をもちまして適正な価格というものを確定して、それをお互いにのませるといふ努力をいたしております。最近は大体それでうまくいっておるのではないかと承知をいたしておるのであります。

○太田委員 念のためですが、現在融資をしております製糖工場の数は何工場ですか。

○藤井(貞)政府委員 現在まで本融資の対象にいたしました黒糖の工場は五工場でございます。

○太田委員 その資本金は払い込み幾らですか。

○藤井(貞)政府委員 今ちよつと資料がございませぬので、調査をいたしまして次の機会にお答え申します。

○太田委員 それでは農産物についてもう少しお聞かせをいただきたいのですが、今度パイナップルの栽培をするといはりました場合に、それは大ざっぱにいくらという基準による融資の認定をするのでありますか。たとえば

何株というのか、何ヘクタールとか何反とかその栽培面積であるのか、本数ではどれぐらいの融資をお考えになっておられますか。

○藤井(貞)政府委員 パイナップルの増反あるいは増産の關係につきましても、今後の見通しとして計画はございませぬけれども、その中で融資対象としてどのぐらいの選んでいくか、個々具体的に何ヘクタール分をその対象にいたしていくかという点につきまして、業者からの申し出その他の点もございませぬので、まだ具体的に内容が固まっておらないのであります。

○太田委員 それでは畜産物の方では豚が一つの主たる目標である、対象であるといはしますと、豚一頭についてどのぐらい——こういう一つの融資の用途があるでしょうか。

○藤井(貞)政府委員 養豚の關係で申しますと、大体標準的なものでございませぬが、一件当たりは十六万五千円という事になっておりました、その内訳は施設費が十三万五千円、それから豚の購入費、これは子豚をございませぬが五千円で、六頭平均をいたしまして三万円、そういう内訳を作っておるのでございませぬ。

○太田委員 そこでこれは画期的な話になるかと思いますが、これは個人でございませぬ。個人の養豚という事業になると思ふのですが、個人にいたしまして、共同飼育にいたしまして、お金を貸すといふことと、もう一つはそのものを貸すといふのと二色ありますね。子豚を貸して一年間たったならば、それに七分三厘の利子をつけた程度のものにして返す、こういう方式はお考えになったことありませぬか。

○藤井(貞)政府委員 奄美ではただいまのところそういう方式はやっておりませぬ。

○太田委員 やつていないだろうと思ふのです。やつたらどうかとお考えになったことはありませぬか。金を貸すのじゃない、豚を貸すのです。

○藤井(貞)政府委員 まだそこまで考えてみたことはございませぬ。

○太田委員 それからも一つ、地元産業であるつむぎの生産について、あれはどうなんですか。今まで発展をしておりますか、それともこれは消滅しつつあるか。

○藤井(貞)政府委員 戦時中、戦後の荒廢の時期はかなり生産が減少いたしました。その後やはり特産といはしました。順調に伸びております。今後とも相当程度明るい見通しがつくのではないかと考えておる次第でございませぬ。

○太田委員 つむぎ業者から融資の申し込みは相当にございませぬか、いかがですか。

○藤井(貞)政府委員 つむぎ業者から融資の申し込みはかなりございませぬ。

○太田委員 一件当たりどの程度の申し込みでございませぬか。

○藤井(貞)政府委員 つむぎの場合は大体短期融資がおもてございまして、一件当たり平均は大体百万円程度であると承知いたしております。

○太田委員 百万円ですか、もつと小さなのはないのですか。

○藤井(貞)政府委員 大体の平均で申し上げたわけでございますが、額の小さいものでは三十万程度のものもあるようであります。

○太田委員 その三十万程度のものは、ほとんど希望をかなえていただけの見通しがあると了解してよろしいか。

○藤井(貞)政府委員 特別の事故のない限り、そのような中小規模の業者、しかもわずかな金で全体が回っていくというふうに認められるものにつきましては、これは原則として融資をしていくという方向で指導いたしたいと思ひます。

○濱田委員長 次会は来たる二十三日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会